

学校感染症拡大を防ぐための手続きフロー【新型コロナウイルス感染症】

＜厚生労働省が定めた、帰国者・接触者相談センター等に相談すべき基準＞

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの**強い症状がある**
- ・**重症化しやすい人(基礎疾患がある人)**で、発熱や咳など比較的軽いかぜの症状がある
- ・発熱や咳など比較的軽いかぜの**症状が続いている**(4日以上続く場合は必ず相談)

＜本学における医療機関受診の目安＞

- ・37.5℃以上の発熱がある
- ・咳などの呼吸器症状がある

電話

電話

電話

電話

登校せず大学に電話

教務学生課 0770-20-5540
(実習中は担当教員にも電話)

受診してもよいかを電話確認の上
医療機関を受診する

先に(★)に相談するよう指示される
場合がある

電話

★居住地の新型コロナ電話相談窓口

★福井県の場合
帰国者・接触者相談総合センター
0776-20-0795 (24時間対応)

①通常の医療機関受診・②コロナ検査
どちらかの指示がある

②
新型コロナPCR検査について
大学へ電話報告する

新型コロナPCR検査を受ける

陰性

陽性

指定医療機関で治療を受ける

- 医療機関で「登校許可日」を確認する
- 診察結果を速やかに大学へ報告する
- 毎日検温し、健康チェックシートに記録する

出席停止期間

- 医療機関から登校許可をもらう
- 医療機関から診断書をもらう

登校

- 登校初日は、まず教務学生課へ出向き、登校したことを報告してください。
- 新型コロナ陽性でなくとも、欠席期間等により診断書の提出が必要になる場合があります。

◇症状や手続きについて不安や心配がある時は、大学にご相談ください◇